

支部会員 各位

令和2年4月23日  
東京税理士会麹町支部  
支部長 近藤正邦新型コロナウイルス  
東京都「感染拡大防止協力金」について

時下、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

東京都は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」において、事業者へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮を依頼しており、全面的に協力する都内中小企業及び個人事業主に対し、「感染拡大防止協力金」が支給されることとなりました。

受給手続きをする際、当該手続きの事前確認欄に専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士、青色申告会）による確認をした旨の表示があると手続きが円滑にすすみます。東京都の「感染拡大防止協力金 専門家事前確認に係る手引き」が東京税理士会 Web サイト(会員ページ)に掲載されておりますので、ご覧いただき対応をお願いいたします。※随時更新されています。



東京税理士会について お知らせ 一般の方へ 税理士の方へ

東京税理士会・税理士の方へ・お知らせ・東京都からのお知らせ「感染拡大防止協力金」について

税理士の方へ [https://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax\\_accoutant/news/2641/#nav](https://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accoutant/news/2641/#nav)

お知らせ

会報「東京税理士界」より

会員相談室・相談事例紹介

国際部レポート

税理士のためのICT講座

業務資料

手続・届出・証明について

- お知らせ
- よくある質問
- 変更
- 税理士法人
- 税理士証票の定期交換
- 証票・バッジ
- 証明書
- 入会・退会
- その他手続き

### 東京都からのお知らせ「感染拡大防止協力金」について

2020年04月22日

東京都は、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」において、事業者へ施設の使用停止や施設の営業時間の短縮を依頼しております。この依頼に全面的に協力する都内中小企業及び個人事業主に対し、東京都から「感染拡大防止協力金」が支給されることとなりました。

専門家（税理士、公認会計士、中小企業診断士、青色申告会）が事前確認すると手続が円滑となる事前確認欄がありますので、顧問先が申請対象業種に該当する場合は、以下のサイトを参照し、積極的にご協力くださるようお願いいたします。

【東京都感染拡大防止協力金の専用ポータルサイト】

- ☞ <https://www.tokyo-kyugyo.com/>

【問合せ先】東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター  
(電話) 03-5388-0567  
(受付時間) 午前9時から午後7時まで(土、日、祝日も開設)

なお、東京都より、「感染拡大防止協力金 専門家事前確認に係る手引き」が公表されておりますので、ご参照ください。

- ☞ ※会員専用ページへのログインが必要です。

また、顧問先以外の事業者等からの申請書類の事前確認の相談については、

- ・新型コロナウイルス感染症のさらなる感染拡大を防止すること
- ・営業実態その他の把握が困難なこと

等を踏まえ、その対応方は慎重にご判断くださるようお願いいたします。